

特別複写許可申請書について

次の複写を行う場合には、複写申込みとあわせて『特別複写許可申請書』(3ページ目)の提出が必要です。遠隔での複写をお申込みの際は、2 ページ目に書かれた送付先まで、申請書を郵送でお送りください。

- ・複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」以外の複写
- ・著作権者の許諾を受けて行う複写
- ・古典籍資料室および憲政資料室所蔵資料などのうち、特別の扱いを要する資料の複写

なお、上記のうち、国立国会図書館オンライン(NDL Online)から複写申込みを行えるのは、複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」の複写の場合のみです。

それ以外の目的での複写や、国立国会図書館オンラインから申込みができない古典籍資料室や憲政資料室の所蔵資料の複写については、所定の申込書(郵送用資料複写申込書)により郵送でお申込みください。郵送での複写申込みの詳細は、当館ホームページ「遠隔複写サービス」の「申込方法」をご覧ください。

複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」以外の複写

- 著作権法第 42 条に規定された複写(司法、立法又は行政の目的のための複写)
※裁判手続き、特許審査、薬事のための複写などが該当します。
- 図書館の蔵書にするための複写
※図書館の蔵書とするための複写は、絶版など一般に入手することが困難である資料に限ります。

著作権者の許諾を受けて行う複写

※特別複写許可申請書とともに、許諾書の提出が必要です。
許諾書の例については、当館ホームページ「著作権にかかわる注意事項」の「4. 『著作物の一部分』を超えて複写するために必要な手続について」をご覧ください。

古典籍資料室および憲政資料室所蔵資料などのうち、特別の扱いを要する資料の複写

1. 東京本館・古典籍資料室が所蔵している資料

- 原資料からの全冊複写
- 貴重書・準貴重書等*1 の原資料からの複写(全冊複写・部分複写とも)
*1 国立国会図書館ホームページ「専門室・閲覧室案内」のページ内の「資料概要」に掲載されている資料の内、事前申請が「要」となっているもの
[\[https://www.ndl.go.jp/tokyo/classic/data.html#outline\]](https://www.ndl.go.jp/tokyo/classic/data.html#outline)

2. 東京本館・憲政資料室が所蔵している資料

- 原則として、特別複写許可申請書の提出は不要です。
- ただし、原資料(文書類)のうち、当該文書の過半を占める等の大量の複写申込みの場合、申込みの受

理後に特別複写許可申請書の提出を求めています。

郵送の複写申込書、特別複写許可申請書、許諾書の送付先

国立国会図書館 関西館 文献提供課 複写貸出係

〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3

お問い合わせ電話番号:0774- 98-1313

■ 特別複写許可申請書の記入例と注意事項

特別複写許可申請書		No. _____
国立国会図書館長 殿		2022年 5月 19日
下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。		
記	氏名又は 機関名・責任者名	精華 太郎
1. この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。	住所又は所在地	京都府相楽郡精華町 0774- 8-1-3 電話 98-1313
2. 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合において、館が求めたときは、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。	複写資料名 及び請求記号	判例時報 2117号 (Z2-90)
3. 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。	複写物の使用目的	裁判のため
4. その他	複写物の部数	2部
	その他	

・「氏名又は機関名・責任者名」欄

申込者氏名のご記入をお願いいたします。

蔵書のための複写の場合には、図書館名と責任者名をご記入ください。

・「複写資料名(当館請求記号)」欄

一枚にすべての資料名をご記入いただくか、資料を一覧にまとめた別紙を同封してください。

別紙の書式は問いません。

・「複写物の使用目的」欄

郵送用資料複写申込書と同じ目的をご記入ください。

特別複写許可申請書

No. _____

国立国会図書館長 殿

年 月 日

下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。

記

- この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合において、館が求めたときは、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。
- 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。
- その他

氏名又は
機関名・責任者名

住所又は所在地

電話

複写資料名
及び請求記号

複写物の使用目的

複写物の部数

その他

【参考】国立国会図書館資料利用規則 抜粋

(複写の要件)

第四十条 複写は、資料(視覚障害者等規則第二条に規定する視覚障害者等用資料を除く。)(第一号に掲げる場合にあつては、収集資料及びそれを複製した電子情報並びに館長が定める電子情報に限る。)を用いて、次に掲げる場合に行うことができる。

- 一 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十一条第一項第一号の要件を充たす場合
- 二 著作権法第三十一条第一項第三号の要件を充たす場合
- 三 著作権法第四十二条の要件を充たす場合
- 四 著作権者等が複写に係る許諾をした著作物について、その許諾の範囲内で行う場合
- 五 著作権の目的となっていない著作物について行う場合
- 六 著作権が消滅した著作物について行う場合。ただし、その原因となる事実を利用者が明らかにした場合に限る。

(特別複写の許可)

第五十条 次に掲げる複写を申し込もうとする者は、第四十六条又は第四十八条に規定する複写の申込みの手續に加えて、特別複写の許可を申請し、これを受けなければならない。

- 一 貴重書又は準貴重書等の複写
 - 二 前号に掲げるもののほか、特別の取扱いを必要とする資料の複写
 - 三 第四十条第二号及び第三号の複写
 - 四 第四十条第四号の複写のうち、利用者が複写に係る許諾を著作権者等から得た著作物について行うもの
- 2 前項第四号の複写を申し込もうとする者は、著作権者等の許諾書(電磁的記録を含む。)を提出しなければならない。
- 3 館長は、立法又は行政の目的(複写物を内部資料とする場合に限る。)のために複写を申し込もうとする者に対し、第一項の規定による申込みの際に、その身分を証明するに足りる書類(電磁的記録を含む。)の提示又は提出を求めることができる。
- 4 第一項の許可をしたときは、同項の申請をした者に対し、次に掲げる条件その他必要な条件を通知する。
- 一 ネガ・フィルムを館に寄贈すること(マイクロフィルムに撮影する場合であつて、館が求めるときに限る。)
 - 二 館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。